

2013年10月1日

第185回国会（臨時会）に向けた意見書

公益社団法人 経済同友会

安倍内閣は、今秋の臨時国会を「成長戦略実行国会」と位置付ける。これは、日本再興戦略公表後の実質的に初めての国会である以上の意味を持つ。なぜならば、成長戦略を実行に移す、二つの条件が整った好機が訪れているからである。

一つ目の条件は、先の参院選で政権与党の自公が圧勝したことに伴って衆参の「ねじれ国会」は解消され、安倍内閣は政府提出の法案、各分野の政策などを成立・実行できる政治環境を整えたことである。もはやねじれ国会や野党の抵抗を理由に足踏みすることは許されない。決して自民党内部の抵抗勢力に屈することなく、改革を断行していく姿勢を見せてほしい。仮に改革から逃げる古い自民党が見え隠れすれば、アベノミクスに対する期待は失墜することになるであろう。

二つ目の条件は、アベノミクスに、東京オリンピック・パラリンピックの開催決定という追い風が加わり、経済政策の効果が表れやすい経済環境が整っていることである。逆に言えば、日本経済再生の最後のビッグチャンスであるといっても過言ではない。このような状況下において異次元のスピードによる政策実行を達成しなければならない。

臨時国会の会期は短い。先の通常国会のよう期限切れで重要法案が廃案となるといった事態にならないよう、以下に掲げる施策を最優先で取り組むべきである。

【要約】

I 成長戦略の実現に向けて

1 岩盤規制の突破

岩盤規制の突破は改革の本気度を示す試金石となる。「農業」「医療」「雇用」の3つの岩盤規制について、国家戦略特区も活用しながら、規制改革を着実に進めることを求める。

【臨時国会で法案を成立させるべき施策】

- 農地中間管理機構の設置（真に機能するための・制度設計）

【第一弾国家戦略特区において実現されるべき施策】

- 農業生産法人の要件見直し
- 有期雇用の特例、契約書面による雇用契約終了の要件・手続の明確化

2 財政出動を伴わない／景気対策に即効性のある施策の早期実施

我が国の財政状況に鑑みれば、財政出動を伴わない景気対策（公的・準公的資金の運用見直し、競争政策の見直しなど）を優先的に実現する必要がある。そのうち、景気対策に即効性のある施策（容積率緩和、マンションの建て替え促進など）は、改革実行期間において世論の後押しを受けるためにも重要であり、速やかに実行すべきである。

【第一弾国家戦略特区において実現されるべき施策】

- 都心の容積率の緩和

3 日本再興戦略の着実な実行

日本再興戦略の核として位置づけられる産業競争力強化法と国家戦略特区。これらは改革実行の第一歩に過ぎないが、これに躓くことがあっては、その後の成長戦略には期待できない。また、日本再興戦略に掲げられている施策については、PDCAサイクルを確立し、着実な達成を求める。

【臨時国会で法案を成立させるべき施策】

- 産業競争力強化法の成立（特にPDCAサイクルの確立）
- 国家戦略特区法の成立（推進体制の強化を含む）
- 電気事業法改正の成立（電力システム改革）

4 更に取り組むべき課題とより一層の成長戦略の検討

日本再興戦略に盛り込まれてはいないが、経済活性化のためには更に検討を深めるべき施策（震災復興、道州制、休日分散化など）が存在する。経済成長の実現に効果の大きい施策については、改めて本格的に検討すべきである。

【臨時国会で法案を成立させるべき施策】

- 道州制基本法の成立
- 公正競争条件確保法の成立

II 財政・税制・社会保障改革

5 経済成長と財政健全化の両立

財政健全化の実現は日本経済に対する信頼を維持するためには喫緊の課題である。そこで、社会保障と税の一体的・抜本的な改革を求めるとともに、経済成長と財政健全化を両立させる施策を推進すべきである。

【臨時国会で法案を成立させるべき施策】

- 設備投資促進税制、研究開発促進税制の改革

III 改革推進体制の強化

6 成長戦略実現に向けた体制整備

国家公務員制度改革の実施により、各省庁が連携しながら改革を実行できる体制を整備するとともに、骨抜きになりそうな施策を監視し、それを是正する強力なリーダーシップを期待する。

【臨時国会で法案を成立させるべき施策】

- 国家公務員法改正の成立

【本文】

I 成長戦略の実現に向けて

1 岩盤規制の突破

岩盤規制の突破が改革の本気度を示す試金石となる。「農業」「医療」「雇用」の3つの岩盤規制の存在してきた分野について、国家戦略特区も活用しながら、規制改革等の諸改革を着実に進めることを求める。

(1) 農業改革

- 農業を若者に魅力的で競争力のある産業にするためには、本会が2013年9月に公表した「日本農業の再生に向けた8つの提言」の実現が不可欠である。
 - ▶ 農業関連法制の抜本的見直しによる簡素化と実効性確保
 - ▶ 農業競争力強化に係る司令塔組織の創設と国と地方の役割分担見直し
 - ▶ 日本版 NIFA の創設によるゴールデン・トライアングルの形成
 - ▶ 産業界と農業の担い手との協働による経営力強化
 - ▶ 農業生産法人の要件見直し
 - ▶ コメ生産調整の段階的廃止による適地適作の実現
 - ▶ 分散錯圃の解消と農地の利用適正化
 - ▶ 農業委員会の役割・構成員の見直し
 - ▶ 農業生産現場の実態を踏まえた外国人技能実習制度の見直し
- 特に、臨時国会に関連法案の提出が予定されている農地中間管理機構の設立については、農地保有合理化法人や農地集積団滑化団体をはじめとする既存の農地集積施策全体を見直すなど、同機構が真に機能する制度設計とすべきである。
- また、国家戦略特区で提案されている農業生産法人の要件見直しなどは、少なくとも特区での実現を急ぐべきである。

(2) 医療制度改革

(a) 日本版 NIH——真に機能するための人事と制度設計を

- 制度設計が進められている日本版 NIH については、新たに設置される独立行政法人のトップ人事を早期に内定させ、トップとなる人物に制度設計段階から関わらせるべきである。
- 日本版 NIH が司令塔として真に機能するためには、その制度設計や主要ポストの人材要件が肝要である。本会ではこうした日本版 NIH のあり方に関する具体案について、近く提言をとりまとめる予定である。

(b) 予防医療改革——社会保障負担の抑制と成長産業化を

- 予防市場の活性化は、社会保障負担を抑制し、医療・健康分野を成長産業に育成する重要な項目の一つである。しかし、現状の日本再興戦略では予防市場活性化の意義・方針の記載に留まる。したがって、先進モデルの横展開に併せ、

予防医療への取り組みのインセンティブや医療費の適正化なども組み込んだ具体案の検討を早期に実施すべきである。

(c) 医療・健康データ大国——ビックデータ時代のビジョン・ルール作り

- ゲノムから治療結果まで、医療・健康データの利活用促進は、大きな社会的利益を生み、経済成長の糧ともなる。また、個人情報取り扱いを含む法制度・ルールの確立も喫緊の課題となっている。
- したがって、日本再興戦略の一環として、日本を医療・健康データ収集・活用最先進国とすべく、国家としてのビジョン構築とルール整備を速やかに進めるべきである。

(3) 雇用制度改革

- 国籍や性別等にかかわらず多様な人材が真に活躍することができる労働環境の整備を行うことで、持続的な経済成長の維持・拡大を図り、ひいては活力ある安定した社会を実現することが必要との問題意識に基づき、雇用制度改革を推進していくことを求める。
- 国家戦略特区で提案されている「有期雇用の特例」「契約書面による雇用契約終了の要件・手続の明確化」については、「世界で最もビジネスのしやすい環境の実現」をトップダウン型の新たな特区制度によって目指すという制度主旨を活かす一方で、制度改革の副作用リスクの最小化を図りスムーズな制度導入を進めるため、①特定の企業や対象者に限定すること（起業直後やグローバル企業、一定の高度な資格や学歴等を有する者等）、②監督機能の強化による対象者の保護を万全なものとする、を前提に推進すべきである。

2 財政出動を伴わない／景気対策に即効性のある施策の早期実施

日本再興戦略には様々な施策が盛り込まれているが、大規模な財政出動を要するものや経済効果の発現に長時間を要するものも含まれている。しかし、我が国の財政状況や日本経済を早期に立て直す必要性から考えると、財政出動を伴わない、および／または、景気対策に即効性のある施策でわが国の将来にとって優先度が高いもの、例えば以下の施策を優先的に取り組むべきである。

(1) 都心の容積率の緩和

都心の更なる容積率緩和は、オフィスの家賃を減少させ、かつ集積の利益を高め、企業の生産性を向上させ、ひいては大都市の国際競争力を高める。また、職住近接の実現などライフスタイルの転換にも寄与する。そこで、次に掲げる施策を中心に都心容積率の緩和を実施すべきである。

① 都心マンション敷地におけるオフィスビル用容積率の転売制度

- 都心の商業地においてマンションを建設する敷地の所有者にオフィスビル用の容積率の転売を許すべきである。これにより、マンション建設会社はその費用

の調達を容積率の転売により実現することが可能となるため、都心の居住地の建設を促進することが期待される。

② 都心のビルに地下鉄の駅や保育園などを設置した場合その分容積率の緩和

- 居住用・商業用を問わず、都心の建物に地下鉄の駅や保育園などの施設を設置した場合にその分容積率を控除することができる施策を実施すれば、新たな地下鉄の駅の建設や保育園の設置などを促すことが期待される。

③ 都心に近接した住宅地区における容積率の300%から400%への緩和

- 日影規制の適用を受けなくなる程度まで容積率を緩和すれば、住居地区と商業地区が混在する地区における住居地区の日影規制によって商業地区の再開発が進まないという事態を解決することに資する。

(2) マンションの建て替え促進による需要の創出

- 防災面で問題のある老朽化マンションの建替えを促進するために、区分所有権法のマンション建替え決議要件の緩和（例えば3分の2以上の賛成に緩和）などを図るべきである。

(3) 東京のグローバル特区化の推進

- 国際的な都市間競争の激化とオリンピック・パラリンピックの開催決定を考えると、首都東京の強化は喫緊の課題である。したがって、本会が2013年4月に公表した提言「地域・都市の国際競争力強化に挑む～世界から人と企業は集まる2020年のNipponをめざして～」に掲げる東京都のグローバル特区化の推進が不可欠である。
- また、上記(1)及び(2)の都市再生に係る施策に留まらず、羽田空港における内陸ルートを活用による容量拡大と5本目の滑走路の設置、成田空港の乗り継ぎ機能の強化など国際交通ネットワークの強化については、早急に検討し、実施すべきである。

(4) 送電線・ガスパイプラインの敷設を容易にする規制改革の促進

- 電気・ガスの安定的供給や災害時のセキュリティ確保に向けた送電線・ガスパイプラインの敷設促進に向けて、公益特権が認められる場合を拡大し、道路の地下や河川側の地下を開放する規制改革を推進すべきである。
- さらに、長距離のパイプライン建設のためには、海底の利用も考えられる。このためには不透明・不確定な漁業補償の算定基準を見直し、建設当事者が事前に費用を算定できる仕組みにする必要がある。

(5) 公的・準公的資金の運用見直し

- 年金加入者の利益を盾に公的・準公的資金の硬直的な運用方針の見直しが行なえないことが危惧される。しかし、低い運用益しか上げることができず、国債に偏ったポートフォリオを組むことが年金加入者の利益にならないことを理解し、安全重視からリターン重視と分散によるリスクヘッジへの転換を図るべき

である。

- また、公的・準公的資金の運用の再検討は、持続的な経済成長に資するという視点を忘れてはならない。したがって、オルタナティブ投資を含んだ多様な運用を実現し、市場の発展に寄与することも目指さなければならない。公的・準公的資金の株式投資の拡大及び受託者責任を果たすための議決権行使によって、株主によるコーポレートガバナンスが強化され、もって高収益・高成長の競争力のある企業の育成が期待できる。さらに、安定的なリターンが見込めるインフラ投資の拡大は東京オリンピック・パラリンピックへ向けたインフラ整備の促進に寄与し、ベンチャー投資の拡大は開業率の向上を促す。
- そこで、例えば、GPIF の資産運用を担う機構を設立し、有能な投資家を募るなど世界の公的年金運用機関に比肩する独立した専門組織へと大改革を図る必要がある。

(6) 競争政策（独占禁止法）の見直し

- 情報技術の発達等により市場構造が変化する中、日本経済の発展や国際競争力の強化を図る視点から、競争政策（独占禁止法）を見直す必要がある。
- 例えば、現行の競争政策（独占禁止法）がメーカーと流通が一体となったイノベーションな取り組みを阻み、ひいては消費者の利益を害する可能性があるとして、流通取引慣行ガイドラインにおける再販売拘束規制・拘束条件付取引の規制などの見直しが提案されている。
- このように時代の潮流に乗った規制の見直しは不断に続けられるべきものである。欧米においては市場構造の変化に応じた制度変更が実施されており、こうした制度変更を行わなければ国際競争力を失う恐れがある。

3 日本再興戦略の着実な実行

(1) 日本再興戦略を実現するための産業競争力強化法の早期成立

- 臨時国会に提出される産業競争力強化法案については、日本再興戦略の実行に向けた発射台となる法案であるから早期に成立させるべきである。
- また、同法案において、具体的な法案・予算措置を要する施策について、実行時期や担当大臣などを明らかにし、遅滞・不備が発見された場合には是正できるような PDCA サイクルを回す仕組みを導入するなど、成長戦略の実現を促進するために機能する仕組みが整備されることを期待する。

(2) 国家戦略特区の推進体制強化

- 国家戦略特区は、岩盤規制の突破口となる日本再興戦略の中でも最も重要な施策の一つである。首相主導の下、「世界で最もビジネスのしやすい環境」「アジアで最も起業のしやすい環境」の実現に向けた大胆な規制改革を行う、これまでとは次元の違う特区制度の創設を、速やかに実施するべきである。
- また、国家戦略特区に関するアイデア・提案を今後も受け、第二弾、第三弾

の施策を検討し、実施できる体制が不可欠である。

- こうした国家戦略特区に実効性を持たせるためには、国家戦略特区を推進していく組織（特区諮問会議・三者統合本部）が他の省庁に負けない独立性を維持した組織でなければならない。そこで、当該組織には各省庁に対する勧告権を持たせるとともに、その構成員を国・地方・民間それぞれのトップに担わせるなど強力な推進体制を整えるべきである。

(3) 電力システム改革の遅滞なき実行

- 先の通常国会で廃案となった電気事業法改正案は、臨時国会で早期に成立させ、電力システム改革を遅滞なく実行すべきである。
- 第1段階(次期通常国会での改正)で設立予定の広域系統運用機関については、①オープンアクセスの強化、②すべての電力事業者に公正・中立で効率的な需給調整、③送電インフラの整備コストや送配電線利用料の適正化、などの点から、同機関が真に機能を発揮できるための制度設計と人材確保を目指すべきである。

(4) 小規模保育事業の認可基準の是正

- 小規模保育事業の認可基準を緩和し、職員の半数以上が保育士であれば足りるとした点は評価できる。しかし、職員数や調理設備については、新規に小規模保育事業に参入する場合よりも既存の保育所の分園として設置する場合の方が、有利に取り扱われる認可基準となっている。
- このように現在検討されている認可基準は運営主体間のイコールフットィングが確保されておらず、多様な主体の参入を阻害する恐れがある。また、保育の質の確保については、社会福祉法人を含む全ての事業者に対する事後的な監視体制を強化することによって図ることが実効的かつ公平である。したがって、同一の認可基準とするよう直ちに是正すべきである。

4 更に取り組むべき課題とより一層の成長戦略の検討

(1) 復旧・復興の推進と原発にかかわる責任分担のあり方の再定義

- 我が国が全体として持続的な経済成長を遂げるためには、東日本大震災からの復旧・復興を加速化しなければならない。
- 特に東京電力福島第一原子力発電所については、一刻も早い問題解決を求める。汚染水問題の解決に向けて、政府が責任を果たすことが明確に示されたが、国内外の知見を結集し、問題解決に向けて全力を尽くされることに期待する。
- また、事故の一連の経験を踏まえると、万一の場合の補償、除染、中間貯蔵、廃炉等の問題も含め、原発運営に関する国と事業者の責任分担のあり方を先送りすることなく早急に再定義すべきである。

(2) 成長戦略の一環としての道州制導入

- 道州制の実現は、地域の特性・強みを最大限に活かした産業・事業を創造し、経済成長を活性化させるために不可欠である。そこで、本会ではこうした道州制の早期実現を目指した意見を近くとりまとめる予定である。
- 特に、臨時国会においては、まず、道州制導入の基本的方向と制度設計の検討手続を定める「道州制基本法」の制定を急ぐべきである。

(3) 「休暇分散化」の速やかな議論再開

- 過去に検討された「休暇分散化」について、改めて成長戦略の一環として議論を速やかに再開し、その実現を目指すべきである。特定時期に極端に偏在する国内旅行需要の平準化を促進すれば、旅行代金の高止まり是正や混雑緩和など消費者に大きなメリットをもたらして潜在需要の掘り起こしにつながり、需要の平準化と拡大によって観光関連産業での生産性向上や新規設備投資の促進を誘発するという好循環が期待できる。
- 一部に企業活動への影響（資金決済の遅滞、サプライチェーン変更等）などを懸念する声があるが、諸外国の例などを参考にすれば、諸課題を乗り越える知恵はある。例えば、小中学校に限定して地域ブロック別に休暇を分散させ、企業はこれに合わせて従業員に対し有給休暇の取得を奨励することも考えられる。

(4) 震災後の環境・エネルギー政策の見直し

(a) 温室効果ガス削減目標の見直し

- COP19 までに 25%削減目標をゼロベースで見直すという総理指示について、年末に改訂される「エネルギー基本計画」との整合性の問題もあって議論が停滞しており、COP19 に間に合わないことが危惧される。COP19 において先進国の一員として主導的役割を果たすためにも、早期に一定の方向性・考え方のとりまとめに最大限努力するべきである。
- その際、世界全体の排出量の 3%弱に過ぎない国内の削減目標だけを視野に入れるのではなく、「二国間オフセットクレジット」の活用より、日本の優れた技術を展開して世界全体の削減に貢献するための戦略を併せて検討するなど、国際交渉の場で説得力のあるわが国の考え方を提示すべきである。

(b) 固定価格買取制度の不断の見直し

- 再生可能エネルギーの導入は、わが国のエネルギーの自給率の向上や温室効果ガス排出量削減に資するだけでなく、経済成長に貢献するものであり、明確な目標を持って導入を進めていく必要がある。
- 固定価格買取制度については、これまでの効果や国内外の事例を検証した上で、国民負担の増大の抑制や技術革新の促進という観点から、不断の制度見直しが不可欠である。特に、高効率の発電技術の開発・導入が促されるようなインセンティブを導入すべきである。

(5) 公正競争条件確保法の成立

- 国が公的支援によって市場メカニズムに生ずる新陳代謝機能を歪めることを行っていないとの問題意識から、本会は2012年11月に「公的資金による企業再生支援のあり方」を公表した。臨時国会に提出される予定の公正競争条件確保法は、同様の問題意識を持つものであり、着実に成立されるべきである。

Ⅱ 財政・税制・社会保障改革

1 税制改革

(1) 法人実効税率の速やかな引き下げ

- 法人実効税率の引き下げは成長戦略の核となる政策であり、速やかな対応を求める。少なくともアジア諸国並みに引き下げることが、競争環境の国際的イコールフティングを実現するために不可欠であり、競争力ある立地条件を整備することで、海外進出企業の国内回帰や、海外企業による日本進出、企業の収益拡大を後押しする。
- これらの動きは、設備投資や株主配当、賃金・雇用の改善などに大きなインパクトを与え、ひいては消費の拡大による経済成長が実現されるなどの好循環を生み出しうる。そのためには、企業は資金の有効活用をしていく覚悟が必要である。
- 法人実効税率の引き下げについての具体的な道筋については、本年7月に公表した提言「法人実効税率25%への引き下げの道～成長戦略を強固にする税制～」で掲げた方向性で検討することを求める。

(2) 設備投資促進税制、研究開発促進税制に関して改革の早期実現

- 「日本再興戦略」において示された経済成長目標を達成するため、設備投資促進税制、研究開発促進税制に関して改革の早期実現を望む。
- 「日本再興戦略」に掲げられた野心的な目標を達成するためには、税体系の抜本的見直しによる後押しが必要である。
- 例えば、設備投資促進税制については、以下のメニューの実現が必要である。
 - 減価償却：特別償却（含：即時償却）を拡充
 - 税額控除：特別償却との選択適用を可能にする
 - 対象範囲：多くの産業での設備投資を幅広く対象にする
 - 遡及適用：2013年度から適用を可能にする
- また、研究開発促進税制については、以下のメニューの実現が必要である。
 - 税額控除限度額を法人税額の30%として恒久化・本則化
 - 税額控除限度額を超過した場合、繰越の要件「前年度に比べ試験研究費が増加した場合」を撤廃する、繰越の可能期間（翌1年間）を延長する

2 財政健全化

(1) プライマリーバランス目標達成への具体策・工程表の早期策定

- 国際公約である、プライマリーバランス目標達成に向けた具体策、工程表の早期策定を望む。
- 中期財政計画では、プライマリーバランス目標について、2015年度の赤字半減、2020年度の黒字化が明記され、目標堅持の姿勢が示されたが、歳入改革の中心である消費税引上げ判断前の発表ということを理由に、各論への踏み込みが不足し、数値目標を伴わない具体性にかける手段の列挙に止まった点は、期待外れと言わざるを得ない。
- この10月1日に、2014年4月の消費税率8%への引上げ判断がなされるため、将来見通しの策定における不確定要素は大きく減じており、中期財政計画の具体化、工程表の策定を進める条件は整った。経済成長による税収増、社会保障の抜本的改革を含む歳出抑制の具体策を織り込み、2020年度までの具体的道筋を示し、財政再建を着実に進めるべきである。

(2) 消費税の10%への引き上げ

- 消費税引上げ見送りによる国際的信認低下と、引上げによる景気へのマイナス影響を冷静に見極めた上で、消費税率8%への引上げ決定がなされる点を、まずは評価したい。しかし、我が国の財政が極めて厳しい状況にあるという点、2020年度のプライマリーバランス目標に向けては消費税率10%の前提を置いても依然達成困難（内閣府などの試算）という点を考えると、今回の引上げは道半ばに過ぎないという点を国民に周知し続ける必要があるだろう。また、国民から消費税率の引き上げに対する理解を得るためには、政治家自らも早期に議員定数の削減など身を切る改革を実施すべきである。
- 更に、消費税引上げによる歳入拡大は、財政への信認向上を通じて国民の将来不安を低下させることで消費の拡大に繋がる点、裁量的経費の機動的な出動が可能になる点から、安定的な経済成長を支えるインフラとなる。
- 加えて、消費税の引上げは以下の効果を通じて、将来の問題解決に向けた糸口となることが期待される。
 - 社会保障と税の一体改革の推進
 - 世代間不公平の是正（将来世代へのツケを縮小）
 - 直間比率の是正に伴う、税収の安定化

3 持続可能な社会保障制度への改革

- 2013年8月に社会保障制度改革国民会議（「国民会議」）の報告書がとりまとめられ、それに基づく法律上の措置が閣議決定された。報告書は、総論において、給付の重点化・効率化、能力に応じた負担を求める方向性が示されたこと

は一定評価出来る。しかし、制度の全体像は依然として示されることなく、各論には踏み込み不足の感が否めない。

- ナショナルミニマムを保障する持続可能な社会保障制度のあるべき姿と具体策を示すべく、今後も国民会議の理念を受け継ぐ会議体にて議論を継続することが必要である。本会は、本年 3 月に『社会保障制度改革国民会議』に向けての意見書～国民に負担増と給付減の選択肢の提示を！～」を公表し、かねてより、この点について意見表明を行っている。
- 制度の全体像を検討するにおいては、以下の視点を意識した議論が望まれる。
 - 国民負担率の上限
 - 受益と負担の関係の明確化（将来世代の負担を含む）
 - 社会保障給付費の伸び率の上限（経済成長率や高齢化要因を加味した指標により管理・抑制する必要）

Ⅲ 改革推進体制の強化

1 国家公務員制度改革の着実な実施

- 2008 年に成立した国家公務員制度改革基本法に基づき設置された国家公務員制度改革推進本部は、成果を挙げることなく設置期限を満了した。しかし、成長戦略など国の重要政策を実行していくためには、省庁横断的な企画・立案を可能にし、多様で優れた人材を活かすための国家公務員制度改革の実現が不可欠である。したがって、改革を後退させることなく、抜本的な公務員制度改革を実施すべきである。秋の臨時国会においては、その第一歩として、審議官・部長級以上を対象とする内閣人事局の設置を含めた国家公務員法改正案の成立を求める。

2 担当大臣の一元化による改革断行体制の確立

- 産業競争力会議、規制改革会議、経済財政諮問会議など様々な会議体が設置されている。例えば、農業を例にとってみれば、攻めの農林水産業推進本部（本部長：林農林水産大臣）、農林水産業・地域の活力創造本部（本部長：安倍内閣総理大臣、副本部長：菅内閣官房長官、林農林水産大臣）、産業競争力会議（議長：安倍内閣総理大臣、議長代理：麻生副総理）、規制改革会議（議長：岡住友商事株式会社相談役）などの会議体において検討されている。
- それぞれの分野毎に会議体が複数存在し、担当大臣が一元化されていない状況は、非効率であるばかりでなく、方向性が違えば衝突することも想定される。また、責任の所在が不明確となることも懸念される。したがって、今後の内閣改造の際には、重要政策について分野毎の担当大臣を一元化させるとともに、強いイニシアティブを発揮して改革を断行すべきである。

3 成長戦略実行プロセスのモニタリング

- 日本再興戦略などに明記された成長戦略に関わる諸政策テーマについて、具体的な制度設計や法案化が行われることになるが、この段階において骨抜きにならないようにそのプロセスをしっかりとモニタリングしていく必要がある。
- 産業競争力会議のフォローアップ分科会がそのモニタリングを行う役割を果たすことが予定されているが、モニタリングと制度設計・法案化の連続性を確保するために、成長戦略に関わる多くの個別課題の具体化を担う規制改革会議の議長または議長代理を、このフォローアップ分科会に出席させるべきである。また、モニタリングを通じて懸念が生じた場合には総理指示などによって軌道修正を図る仕組みを明確化するべきである。
- 加えて、制度設計のために設置される有識者会議や関係審議会等には、産業競争力会議の民間議員の一部（テーマ別会合のメンバーを想定）が委員として参加し、議論の進捗を把握できる体制を構築すべきである。
- さらに、成長戦略で示されるそれぞれの項目の KPI については、マイルストーンと PDCA サイクルを確立し、達成状況の定期的な検証、検証結果に基づく施策の改善を図るべきである。

以上